

## 様式第3号(第12条関係)

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第4回産業振興条例検討委員会
開 催 日 時	午前・ <del>午後</del> 10時00分から 平成29年11月 9日(木) 午前・ <del>午後</del> 12時00分まで
開 催 場 所	吉川市保健センター 集団指導室
出席委員(者)氏名	【産業振興条例検討委員】鈴木 努、生田 貴之、近藤 旭、 柏瀬 浩史、太田 久年、程田 幸秀、蓮見 良平 【委員以外の出席者】 中原 恵人(市長)、染谷 行宏(教育長)、中村 詠子(教育部長) 島田 勝三(秘書担当)、油川 誠(農政課)
欠席委員(者)氏名	関根 俊和、田口 政博、広嶋 秀樹
担当課職員職氏名	市民生活部 副部長 兼 商工課 課長 山崎 守 市民生活部 商工課 課長補佐 鈴木 康雄 商工課 商工観光係長 柴田 守彦 商工課 商工観光係 主任 小島 慎平
会議次第と会議の公開又は非公開の別	○第4回吉川市産業振興条例検討委員会 1. 開会 2. 議題 (公開) (1) 産業振興条例 (案) について (2) 意見交換 3. 閉会
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍聴者の数	2人
会議資料の名称	資料1 次第 資料2 吉川市産業振興条例 (案) 資料3 吉川市産業振興計画 (案) 参考資料 各基本的施策の方針 (案)
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録

	□要点記録
会議録確認指定者	程田 幸秀、蓮見 良平
その他の必要事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
	<p>○第4回吉川市産業振興条例検討委員会</p> <p>1. 開会 市長挨拶(省略)</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) 産業振興条例(案)について</p> <p>(2) 意見交換</p> <p>議題(1)について、前回までの委員会の議論を元に、条例案と計画案を作成したことを事務局より報告。計画案は条例案の「基本的施策」とリンクしており、具体的な施策のイメージを持ってもらうために仮作成したことを説明。本日の委員会では、条例案を元に、条文に盛り込む内容について検討頂きたいことを事務局より説明した。</p> <p>また、条例案の中に教育について記載した部分があるため、教育長、教育部長にも出席頂いたことを市長より説明があった。</p>
事務局	<p>前回の議論で市民の役割をどうするかについて明確な結論が出ていなかった。現段階の条例案では空欄としているため、本日の委員会でご議論頂きたい。</p>
近藤委員	<p>まず、全体についてであるが、事務局作成の条例案は、前回までの議論を汲んだ内容となっており、全体として良い方針が示されていると思う。参考資料で配られた振興計画については短期・長期だけでなく、短・中・長期として分けたほうがよいかもしれない。まずは、条文を順番に見ていくのが良いと思う。</p>

太田委員長	まずは、第1条についてご意見を頂きたい。
近藤委員	事業者の幸福実感が抜けている。市民はもちろんであるが、働く人の幸福実感の向上も重要である。
柏瀬委員	条例の名前も、市民幸福実感となっているため修正が必要では？
近藤委員	産業振興施策の主体は事業者のため、事業者、市民および市の三者の協働・・・、として原案どおり事業者を先に出し、後段の幸福実感の部分は市民を先に出し、市民及び事業者が幸福実感を・・・と変更する方がよいと思う。
太田委員長	<p>条例名は「吉川市における幸福実感向上・・・」と修正する。第1条の後半は「市民及び事業者が幸福実感を・・・」と変更する。</p> <p>第2条の言葉の定義についてはどうだろうか？</p>
事務局	条例文の浄書、文言整理については庁内の文書担当にも入ってもらって検討する。ここでは内容について議論頂き、内容を固めてもらいたい。
中原市長	他の自治体もこのような定義をしているのか？
事務局	概ね同様の定義である。
農政課 油川 課長補佐	事業者の概念はもっと広げて、営利団体のみでなく、NPOを含めたほうがよいのではないだろうか？
事務局	事業者の定義は、「営利非営利を問わず」という方向で文言の整理を行う。
太田委員長	産業経済団体という言葉は具体的に何を指しているのか？

事務局	商工会や青年会議所等の組織を指している。
柏瀬委員	産業経済団体という言葉を使用している部分として、「事業者は、産業経済団体に積極的に加入する」という文が後に出てくる。例えば金融機関等、加入が難しい場合もあるのではないかな？
事務局	他自治体の例では、事業者の括りに産業経済団体を入れているものもある。他の条文とあわせて検討させて頂きたい。
太田委員長	学校についてはどうだろうか？
教育長	学校教育法第1条には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校が含まれる。我々が所管できるのは市立の小中学校であり、それ以外は依頼をするという形になるが、定義としてはこれでよいと思う。
太田委員長	協働の部分はどうだろうか？
事務局	理念の部分に出てくる言葉であり、本条例のオリジナリティが出る部分と考える。
柏瀬委員	事業者と市民の協働を考えた場合、対等の立場で、という表現が引かかる。共通の意識を持つのは当然だが、産業振興において必ずしも対等の立場にはないと思う。
太田委員長	人間として対等であることは言うまでもなく、敢えてここで書く必要はないのではないかな？
農政課 油川	なお、市民参画条例で協働という言葉が使われているが、上下関係で

課長補佐	はなく対等なパートナーとして意識すべき、という意味合いが示されている。「対等の立場」と条例内に入れる必要はないと思う。
太田委員長	第2条に関し、他の意見はないだろうか？
程田委員	事業者と市民の他に、従業員(被雇用者)としての立場もあると思う。勤続表彰など、従業員にスポットライトを当てて支援するのも重要である。従業員のモチベーションの維持は、事業者にとってもメリットがある。
太田委員長	基本理念にそういった視点を入れたいくなる。
事務局	市民に「市内に在勤する者」も含まれているが、いかがだろうか。もしくは事業者として含めるのはどうだろうか？
中原市長	従業員の立場でもまちづくりや産業振興に関わるということが重要。事業者でもないし、市民の立場とも違う。理念としてもう一つ立場を加えるほうがよいのではないだろうか？
鈴木委員	働いている人が皆で協力しないと上手くいかないと思う。
近藤委員	事業者の定義も良く考えないといけない。経営者と被雇用者を入れて定義できないか。もしくは、市民の定義から「在勤」を削除して、新しく被雇用者のカテゴリーを作れないか。単に市民というと、市内に住んでいる人というイメージになる。
中原市長	ここでの市民は、単に消費者として捉えたらどうだろうか。理念の中に敢えて「働く人」を入れて四者にしてもいいと思う。
柏瀬委員	言葉の選び方が難しい。「従業員」や「被雇用者」という言葉が適し

	<p>ていると思えない。一方、法人の中に、そこで働く個人も入っているようにも考えられる。</p>
農政課 油川 課長補佐	<p>労基法上では労働者と使用者に分けられる。ただ、その切り分けでは対比が強く、どちらかに重心が置かれてしまう印象がある。フラットにするのであれば、在勤者か。</p>
事務局	<p>従業員の立場を入れる視点は良いと思う。他自治体を含め、常に経営者が企業を変えるというイメージで支援がなされてきている。</p>
程田委員	<p>従業員が会社を変えてくれることも多い。経営者として従業員に気づかされることもたくさんあるし、一人の従業員が会社を支えている例もある。</p>
中原市長	<p>言葉は精査するとして、従業員・在勤者の立場を加えた四者の協働を基本理念とする方向でどうか？</p>
柏瀬委員	<p>入れたほうがよいと思う。</p>
事務局	<p>市内在勤者の幸福実感向上についても言及し、第1条の基本理念を四者の協働とし、言葉を精査して第2条の定義に在勤者を加える。</p>
太田委員長	<p>続いて第3条の各項について順に見ていきたい。</p>
事務局	<p>第3条に掲げる基本的施策を、産業振興計画に落とすことになる。計画案との用語の統一は改めて行う。</p>
近藤委員	<p>多様な人材の活躍は、挑戦にあたるものなのか、雇用確保にあたるものなのか、統一した見解があるとよい。例えば、女性活躍は、起業を応援するのか、女性雇用を推進するのか、など。</p>

事務局	事務局内でも議論があった部分であり、ご意見を頂きたい。
中原市長	第2項は、新規法人の立ち上げなど、多様な人材が活躍できる場を作るという形に整理し、第5項は人材確保によって多様な個々人が活躍できる環境という分け方にしたらどうか？また、挑戦という括りで、新商品開発を入れたほうがよいのではないか？
太田委員長	第2項は起業と経営革新の両方が入っている。新商品開発や販路拡大など、事業者の経営革新は第4項に含めるほうがよいと思う。
事務局	第2項はこれまでにない新しいチャレンジ、第4項はこれまでにあるものをブラッシュアップするという内容でまとめている。当然、境界線上の内容もある。他の切り口があればご意見頂きたい。
近藤委員	切り方は今の事務局の案でよいと思う。
太田委員長	起業は事業を立ち上げる瞬間までのもので、それ以外は定常的な事業運営の中でのこととなる。農商工連携や新商品開発についても、新規事業者だけが検討するものではない。
事務局	新商品開発や農商工連携等の経営の多角化等は既存事業のブラッシュアップに含まれるという認識でよいだろうか。具体的な計画の中では、起業等のスタートアップの挑戦と、既存事業者の経営革新としての挑戦が分かるようにしたい。
中原市長	第2項の記載をその二つのカテゴリーに分けるのはどうだろうか？
柏瀬委員	両者が分かりやすくなっていればよい。

事務局	第2項の記載を修正する。
中原市長	先ほど程田委員から指摘があったように、第5項において、働く人にスポットライトが当たる内容が追加されるとよい。
事務局	了解した。
中原市長	第7項の市内経済団体の「市内」は削除したほうがよいのではないか。例えば、県の団体など市外との連携も考えられる。
事務局	「市内」は削除し、第2条の定義も見直し、記載を整理する。
近藤委員	第12項の教育に関する内容は産業振興条例に入れるべきか？
事務局	社会科見学等により、地元で働くということを考える機会を作りたいと考えているため、入れている。
近藤委員	産業振興条例であれば、従業員教育等を入れるべきではないか？例えば、計画案にあるような教育基金を設立しても地元に戻って働く保証はない。産業界よりも市の教育委員会が担うべき内容ではないか？
中原市長	ご指摘のとおり、施策内容の精査、別個の議論は必要である。ただし、将来の産業を担う人材の確保は、産業界ともタッグを組んで長期的に取り組まなければならないと感じている。
事務局	従業員教育は第5項に含めたい。第12項は子供達の教育とし、何をやるべきなのかは別途議論したい。
太田委員長	三重県の事例だったと記憶しているが、中小企業者が奨学金を出している例があり、その奨学金を利用した学生は、必ず中小企業に就職する



	<p>という制限を設けている。基金を作るのであれば、このような施策になると考える。教育の部分は原案のまま残すとし、空欄になっている「市民の関わり」を議論したい。</p>
事務局	<p>この後、第6条「市民の理解および協力」についての議論もあるので、そこで出た内容を整理してここに反映するのでどうだろうか？</p>
太田委員長	<p>了解した。続いて、第4条の議論に移りたい。</p>
中原市長	<p>先の議論のとおり、意見交換の場は働く人も含めた4者としたい。</p>
太田委員長	<p>了解した。続いて、第5条についてはどうだろうか。</p>
近藤委員	<p>事業承継に関する事業者の責務はないのだろうか。後継者の育成は行政に助けられて行うものではないが、何らかの記載があったほうがよいと感じる。円滑な事業承継、等の表現でどうだろうか？</p>
事務局	<p>経営基盤の強化、人材の育成等と並列で、円滑な事業承継を図ることに努める、と追記する。</p>
太田委員長	<p>了解した。一方、有限責任事業(LLP)のように事業の満了と共に解散するような経営形態も考えられる。</p>
柏瀬委員	<p>中にはそういった形態もあるが、あまり聞いたことがない。</p>
太田委員長	<p>了解した。</p>
程田委員	<p>一方、自由経済の中で、事業者には責務を課するのは違和感がある。こういったことをする事業者には支援がある、というのであれば理解できる。</p>

<p>中原市長</p>	<p>一方的に行政が指導するのではなく、協働で進める、それぞれの立場で当事者としての姿勢を打ち出す、ということが重要と考える。個別の施策の中で、どのような事業者に支援を行うかを打ち出したい。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>産業振興の主体は市と事業者なので、原案通りでよいと考える。</p>
<p>太田委員長</p>	<p>第8条で産業振興会議の設置も出てくる。事業者の立場から市に意見できるという体制においては、責務を果たすことが重要と考える。ほかに、第3項の産業経済団体への加入に努めるという部分はどうか。</p>
<p>柏瀬委員</p>	<p>主旨はいいと思う。事業者の意見を集約するという面でもよいのではないか？</p>
<p>中原市長</p>	<p>団体に非加入の会社の中にも、積極的な事業展開をしている会社がある。意見の集約ということではなく、団体に所属して交流が生まれることで、連携が生まれると思う。また、団体を通して市とつながることで新たな展開にもつながると考えている。</p>
<p>太田委員長</p>	<p>団体を構成しているメンバーが限られていると、一部の人だけで産業振興を進めているように見えてしまう。「オール吉川」として産業振興を進められる環境を作ることが重要と考える。続いて第6条について議論したい。</p>
<p>中原市長</p>	<p>現在の第5条と第6条の間に、「働く人の役割」が入るのでよいだろうか。第6条の3項のように、自身が産業に与える影響を理解する、といった文言になるだろうか。</p>
<p>程田委員</p>	<p>それがよいと思う。</p>

事務局	事務局で条文を検討し、追加する。
太田委員長	第6条についてはどうだろうか。他自治体に倣った記載となっているのだろうか？
事務局	どちらかといえば独自色を出している。第3項の部分は、他自治体では地産地消に努める、等の書き方になっている。第2項は独自の部分である。他自治体の具体例としては、「中小企業が地域社会の活性化に資する役割を理解し中小企業の健全な発展に協力する」など、働く人の立場も意識したと思われるケースもある。
柏瀬委員	地元の農産物を買うといった内容をもう少しわかりやすく入れたい。条文から読み取れるが、文面が難しい印象がある。市民の役割としていちばん大きいのは、地元の商品を買ってもらうことではないだろうか？
近藤委員	地産地消というと、吉川で生産されたものを消費することに限られてしまう。市内の小売店では、当然市外で生産された品物も扱っている。そういったケースも含めたのが、この第3項ではないだろうか？
事務局	近藤委員のご意見のとおり、地産地消に加え市内での買物を意識している。
中原市長	それは、パンフレット等で噛み砕いて解説するとして、条例としては原案通りでよいと思う。
程田委員	一方、市内経済活性化の面では、事業者が市内取引を推進するという面もあるが、どのように盛り込んだらよいだろうか？
中原市長	第5条の第3項の産業経済団体の加入に努める、という部分に、市内の事業者連携を明記したらどうか？

事務局	了解した。
太田委員長	では、第3条の基本的方針に記載する「市民の役割」をどうするか？
中原市長	市民との協働による産業振興施策を推進する、ではどうだろうか？
事務局	基本的施策として「市民との協働による産業振興施策の推進」、施策の方針として、第6条第2項、第3項の実現に向けた内容を掲げるのでよいだろうか？
太田委員長	了解した。
近藤委員	基本的施策として掲げた内容の中には、第4条以降で言及されていない事項もある。基本的施策を実施する責務・役割を持つ主体がわかるようにする必要はないか。また、新エネルギーについては、基本的施策を環境負荷の低減とし、施策の方針を新エネルギーへの転換、と整理したほうがよいかもしれない。
事務局	目的と実施内容を整理する。
太田委員長	第7条はどうだろうか？教育長に伺いたい。
教育長	現在も3 daysチャレンジなど職場体験の機会について企業に協力頂いているが、なかなか受け入れ先が見つからない状況にある。こういった形で推進して頂けるとありがたい。また、今年からなまず試食体験も始まっており、プロの料理人の監修の下、小学校3年生になまずを捌いて食べてもらうという機会も作っている。このような、学校と産業との繋がりで子供の成長の機会が増えるというのは良いことと考える。

太田委員長	了解した。続いて第8条についてはどうか？
事務局	第3項のとおり、詳細は別に規則を作る。ここでは会議を設置するということのみ規定したい。
太田委員長	了解した。続いて第9条はどうか？
各委員	(意見なし)
太田委員長	以上、条文の検討は終了とする。事務局に修正をお願いしたい。
事務局	了解した。修正案が完成したら、各委員宛にメールで送付するので、さらにコメントがあれば個別にご意見頂きたい。

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月27日

署名委員 程田幸秀 (自署)

署名委員 蓮見良平 (自署)